

愛知県医療審議会運営要領

において処理する。

(目 的)
第 1 愛知県医療審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、医療法施行令に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

(部 会)
第 2 審議会に、医療法施行令第 5 条の 2 1 に定める部会として、医療法人許認可部会、医療体制部会及び 5 事業等推進部会を置く。

- 2 部会は原則として以下の事項について調査審議等を行う。
 - (1) 医療法人許認可部会 医療法人に関すること
 - (2) 医療体制部会 医療計画、医療費適正化計画、地域医療連携推進法人、特定労務管理対象機関及び医療措置協定に関すること
 - (3) 5 事業等推進部会 5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））及び在宅医療の確保に関すること並びに保健医療従事者（医師を除く）の確保に関すること
- 3 部会は、会長が招集する。
- 4 部会は、これに属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 5 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の 3 分の 2 の多数をもって決する。
- 6 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、部会の審議の結果については、次に招集される審議会に報告するものとする。
- 7 部会が決議しなかった事項については、審議会の調査審議事項とすることができる。

(会議の公開)
第 3 審議会及び部会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会又は部会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成 1 2 年 3 月 2 8 日愛知県条例第 1 9 号）第 7 条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合。
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定にかかわらず、医療法人許認可部会の会議は原則非公開とする。ただし、部会において公開することが適当と認められた場合は公開する。

(議事録の作成等)
第 4 審議会及び部会の会議については、議事録を作成し、当該会議の開催時において審議会又は部会の会長が指名した 2 名の委員が署名する。

- 2 議事録の保存年限は 5 年間とする。

(会議の特例)
第 5 会長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、議事の概要を記載した書面を回付して、その可否を問い、審議会及び部会の会議に代えることができる。

- 2 委員及び専門委員は、前項の可否の表明の際、署名、押印し出席に代えるものとする。

(庶 務)
第 6 審議会及び医療体制部会の庶務は愛知県保健医療局健康医務部医療計画課において、医療法人許認可部会及び 5 事業等推進部会の庶務は愛知県保健医療局健康医務部医務課に

附 則
この要領は、昭和 6 1 年 8 月 1 2 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 9 年 8 月 1 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 1 1 年 8 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 1 6 年 9 月 1 3 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 2 9 年 3 月 2 9 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 2 9 年 4 月 3 日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。
附 則（平成 3 1 年 4 月 1 日 3 1 医計第 1 7 号）
この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（令和 2 年 6 月 1 9 日 2 医計第 1 9 6 号）
この要領は、令和 2 年 6 月 1 9 日から施行する。
附 則（令和 4 年 1 1 月 2 8 日 4 医計第 7 8 1 号）
この要領は、令和 4 年 1 1 月 2 8 日から施行する。
附 則（令和 5 年 4 月 2 6 日 5 医計第 2 1 6 号）
この要領は、令和 5 年 4 月 2 6 日から施行し、令和 5 年 3 月 2 9 日から適用する。